

Ⅲ 健康推進班

1 健康おきなわ21の推進

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業
- (4) タバコ対策事業
- (5) 地域職域連携推進事業

2 感染症対策

- (1) 結核対策
- (2) 感染症対策

3 その他の疾病対策

- (1) 骨髄提供希望者登録推進事業
(骨髄バンクドナー登録)
- (2) 熱中症

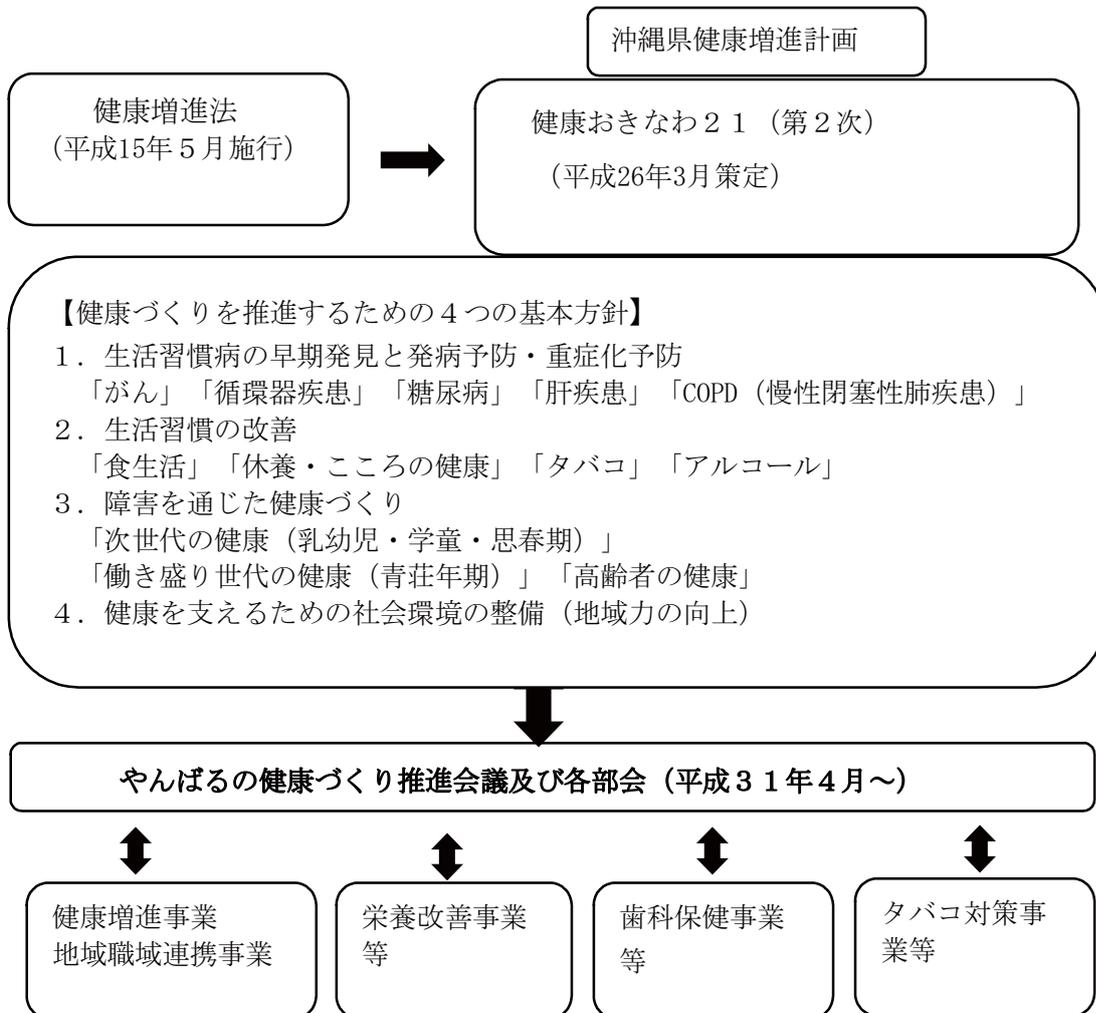
1 健康おきなわ21の推進

【法的根拠】

沖縄県では、健康増進法（第八条）に基づき平成14年1月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする「健康おきなわ2010」が策定された。また、平成20年3月には、前計画の目的を引継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ21」を策定し、県民一体の健康づくりを推進してきた。その結果、平成30年2月に公表された平成27年都道府県別生命表で、平均寿命は延伸したが、全国順位は、男性が30位から36位へ、女性は3位から7位へ順位を下げ、長寿県としての地位は危機的状況にある。

こうした状況を踏まえ県では、「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定、重点的な取り組み事項として特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策を揚げ県民運動を展開しており、北部保健所においても市町村や関係団体等と連携し健康づくりを推進している。

【北部保健所の健康づくり事業】



(1) 健康増進事業

ア 概要

健康増進事業は、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2に基づき市町村が行う事業である。この事業は、住民の健康増進に資するものであることから市町村健康増進計画等に位置づけ、計画的に推進することが望ましいとしており、保健所は、市町村がそれらの保健事業を円滑かつ効果的に推進できるように必要な支援及び連絡調整等を行っている。

イ 市町村支援、健康おきなわ21推進に関する取り組み

令和元年度の「やんばるの健康づくり推進会議」において、取り組みテーマを「高血圧」とすることについて話し合った。

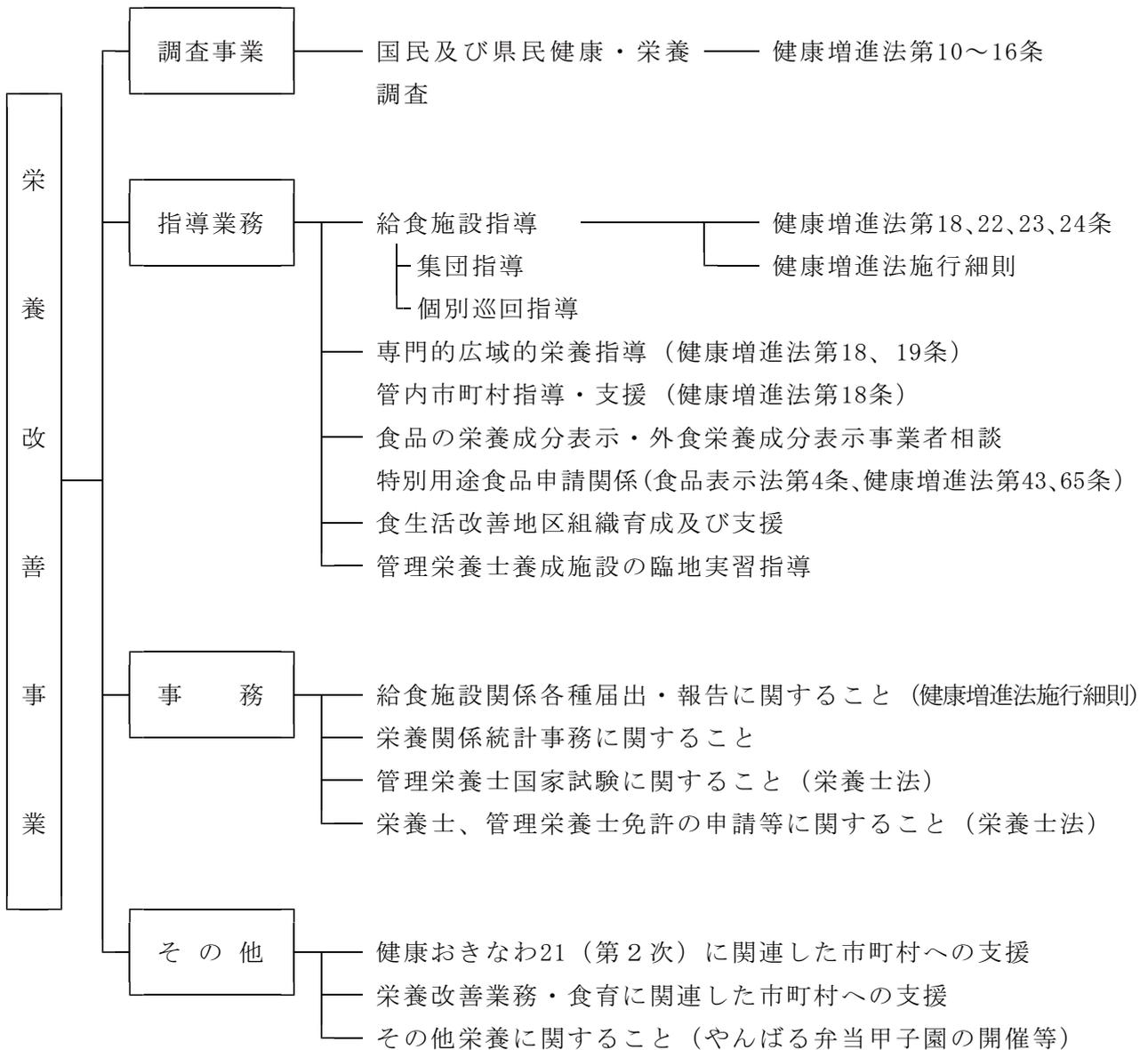
令和2年度は新型コロナウイルス感染症発生に関する対応や緊急事態宣言の発令もあり、推進会議を開催する機会は設けられなかったが、本庁健康長寿課及び国立循環器病研究センターとWeb会議等で今後の対策について意見交換を行った。

ウ 生活習慣病対策 健康づくり週間月間等行事

名称	実施時期	内容
健康増進普及月間 がん征圧月間 食生活改善普及運動 (9月)	9月～10月	パネル展示 場所：ファーマーズマーケットやんばる市場 一般住民を対象に「毎日プラス一皿の野菜」の普及 「がん検診の受診のすすめ」についてのパネル展示及びリーフレット配布を実施。

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査の実施、給食施設の栄養管理指導、専門的広域的栄養指導、市町村支援、食品関係事業者等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養実態調査

(ア) 国民健康・栄養調査

国民の健康状態、食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康との関係を明らかにし、健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
(健康増進法第10～16条)

(イ) 県民健康・栄養調査

この調査は県民の栄養摂取の状態を把握すると同時に栄養と健康状態との関係を明らかにするために沖縄県が行うものである（5年に1回）。調査結果は県民の栄養改善と健康の保持増進を図るための基礎資料として活用する。

表 1 調査概要

調査年	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
24	国民	国頭村辺土名	33	87	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査
26	国民	本部町塩川	18	35	
28	県民	名護市大中	42	102	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査 口腔内状況調査
		今帰仁村平敷	43	90	
29	国民	大宜味村屋古	14	31	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査

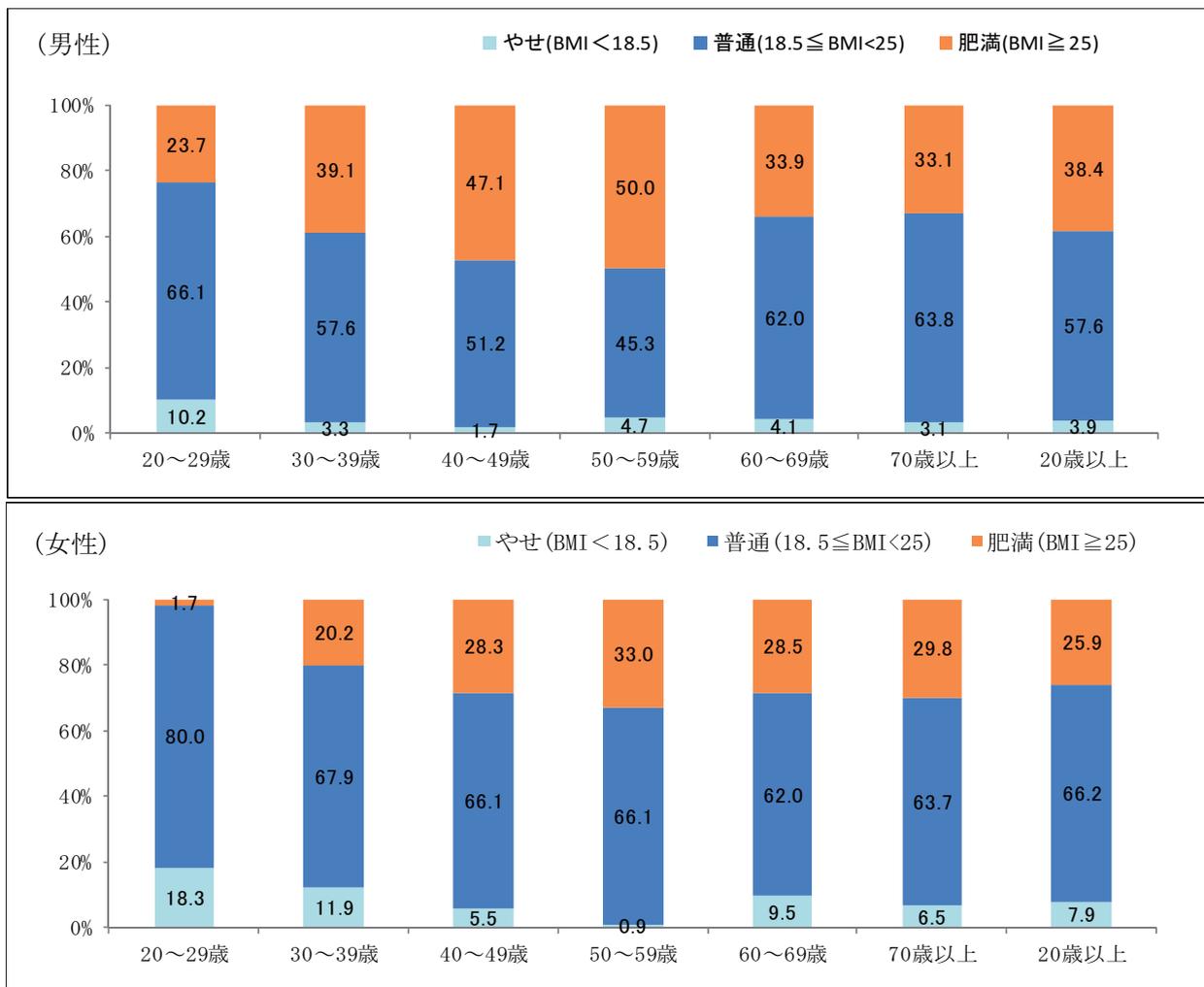
(ウ) 結果の概要

平成28年に実施した県民健康・栄養調査の結果概要は次のとおりである。

a 体型の状況(成人)

20歳以上で適正体重を維持している人（BMI18.5以上25未満）の割合は、男性は約6割、女性は約7割である。また、20歳以上の肥満者の割合は、男性は約4割、女性は約3割で、特に40～50歳代の男性では、約5割と高くなっている。
20歳代女性の2割近くがやせとなっている。

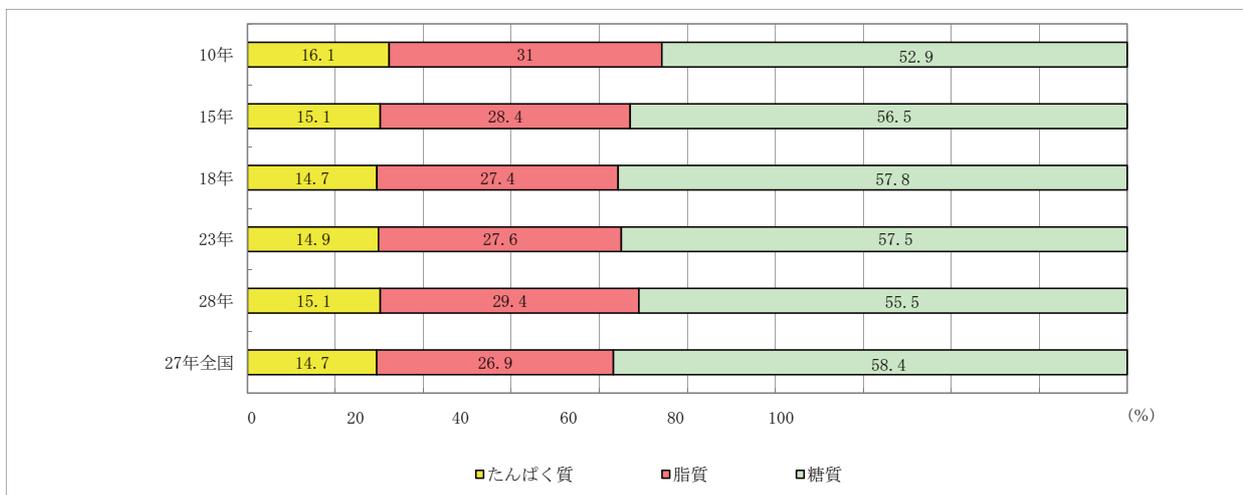
図1 体格の状況(20歳以上)



b エネルギーの構成割合

糖質、脂質、たんぱく質の構成比で、平成28年の脂質の割合は平成23年に比べて増加しており適正比率20~25%を上回っている。全国値と比較しても沖縄県は高いことがわかる。

図2 PFC比率



イ 給食施設指導

表 2 給食施設指導状況

	個別指導		集団指導		
	特定給食施設	その他の給食施設	開催回数	参加施設数	参加人数
平成28年度	5件	14件	0回	0施設	0人
平成29年度	47件	61件	0回	0施設	0人
平成30年度	60件	68件	0回	0施設	0人
平成31年度	59件	59件	0回	0施設	0人
令和2年度	41件	39件	0回	0施設	0人

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設で特定給食施設に該当しないものをいう。

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っている。

表 3 給食施設の届出状況

令和2年度

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士 どちらもい ない施設
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学校	4	5	0	0	0	5	5	0
	病院	1	2	6	27	13	0	0	0
	介護老人保健施設	2	5	2	6	2	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人福祉施設	1	2	3	5	4	1	2	0
	児童福祉施設	2	2	0	0	0	3	3	15
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	0
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	11	17	11	38	19	9	10	16
その他の給食施設	学校	0	0	1	1	1	5	6	0
	病院	1	3	1	1	1	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	1
	老人福祉施設	2	2	0	0	0	3	3	0
	児童福祉施設	0	0	0	0	0	3	3	27
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	3	3	0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
	寄宿舎	0	0	0	0	0	0	0	2
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	1	0
	計	3	5	2	2	2	15	16	31

図3 給食施設の分類

令和2年度

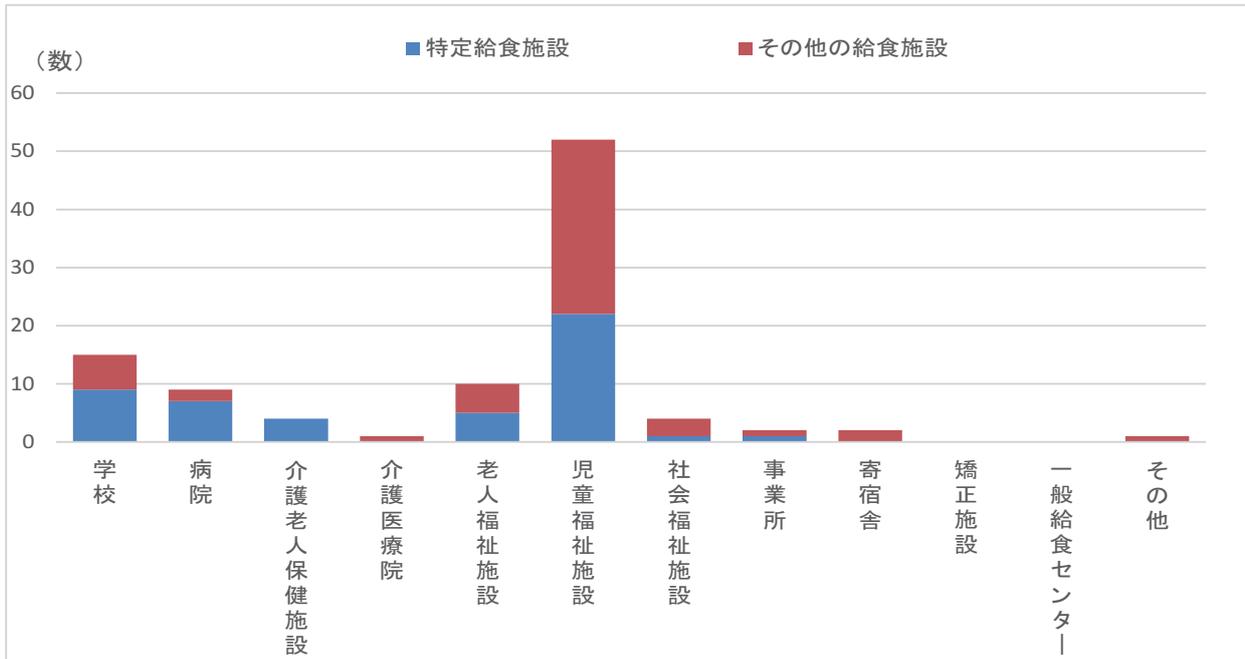


表4 給食施設の内訳

令和2年度

	特定給食施設	その他の給食施設	計
学校	9	6	15
病院	7	2	9
介護老人保健施設	4	0	4
介護医療院	0	1	1
老人福祉施設	5	5	10
児童福祉施設	22	30	52
社会福祉施設	1	3	4
事業所	1	1	2
寄宿舎	0	2	2
矯正施設	0	0	0
一般給食センター	0	0	0
その他	0	1	1
計	49	51	100

管内給食施設数の割合をみると、図3及び表4のとおり児童福祉施設が52施設(52%)と最も多い。(全100施設)

ウ 相談・指導業務

保健所では難病患者や身体・知的障害者、食物アレルギーなど専門的な栄養指導や食生活支援の相談等を行う。

また、販売に供する食品で栄養に関する表記等は健康増進法や食品表示基準に従い、正しい表示をしなければならないが、その指導・相談等も食品業者に対して行っている。

表 5 相談・指導状況

	個別指導 ・相談	集団指導		栄養成分表示に関する 相談・指導
		回数	延人数	
平成28年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 7件 その他の指導 89件
平成29年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 15件 その他の指導 88件
平成30年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 5件 その他の指導 94件
平成31年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 3件 その他の指導 166件
令和2年度	0件	0回	0名	優良県産品等審査 2件 その他の指導 73件

エ 食生活改善地区組織育成

地域住民の健康づくりを推進させるため、昭和54年～平成4年の間、栄養に関する知識及び技術指導を実施し、食生活改善推進員の養成を行った。食生活改善推進員は70世帯に1人を目標に養成され、現在は市町村で養成されており、食を中心とした健康づくり事業等で活躍している。平成17年に沖縄県食生活改善推進員連絡協議会北部支部も結成されたが、現在は休会中である。

北部保健所では、食生活改善推進員の資質の向上と地域における健康づくりの推進を図ることを目的に、市町村と連携し支援を行っている。

表 6 管内食生活改善推進協議会結成状況

令和2年度

協議会名	会員数	結成月日
名護市食生活改善推進協議会	39名	平成3年1月12日結成
大宜味村食生活改善推進協議会	休会	平成16年12月21日結成
今帰仁村食生活改善推進協議会	休会	平成18年2月27日結成
伊平屋村食生活改善推進協議会	休会	平成2年4月1日結成
伊是名村食生活改善推進協議会	休会	平成6年3月25日結成
食生活改善推進員連絡協議会北部支部	休会	平成17年1月25日結成

オ ヘルシーメニュー提供の推進

事業名	事業内容
<p>北部地区栄養情報提供店 (くえーぶーかめー店) 登録 事業</p>	<p>1. ヘルシーメニュー提供及び登録勸奨 目的：ヘルシーメニューを提供する飲食店を増やし、食環境整備をはかる 対象：北部管内飲食店関係者 「食品衛生講習会」受講者 331名 期間：令和2年4月～令和3年3月 25回（毎週水曜日） 場所：北部保健所2階会議室</p> <p>2. 栄養情報提供店登録数 18店舗</p>
<p>やんばる弁当甲子園 (ヘルシーメニューコンテスト)</p>	<p>目的：若い世代から食について考え、健康に関心を持ち、健全な食生活が実践できるよう開催する テーマ：私のやんばるバランス弁当 対象：北部管内高校生 応募数：21作品（46名）※保健所への選抜応募数 ※応募校5校に集まった数 224作品</p> <p>審査項目：</p> <p>①食べる人にとってぴったりサイズの弁当箱を選ぶ ②やんばる産の食材を使う ③主食3・主菜1・副菜2の割合に料理を詰める ④調理法で揚げ物は1品（油脂の多い料理） ⑤いろんな野菜を組み合わせで100g以上使用する ⑥短い時間で作れるよう工夫する ⑦全体を彩りよくおいしそうに仕上げる</p> <p>入賞作品：</p> <p>最優秀賞 優秀賞（2作品） 野菜が主役で賞、食べたい！で賞、パパッと出来る！で賞、THE男メシで賞、やんばる弁当賞、弁当づくりチャレンジ賞</p>

(3) 歯科保健事業

歯や口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。平成31年3月に「沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定され、「健康おきなわ21（第2次）」における「歯・口腔の健康」を推進し、地域住民の歯や口の保持増進を目的に歯科保健事業を実施している。

ア 法的根拠

歯科口腔保健の推進に関する法律（H23年8月法律第95条）

地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

歯科保健業務指針（H9年3月健政第138号）

イ 普及啓発

(ア) 「歯と口の健康週間」ポスター掲示

日時：6月1日～6月15日

場所：保健所ロビー

内容：①8020運動を進めよう②一生自分の歯で食べよう

①午後のスタート歯みがきから

対象：一般住民

(イ) 歯科口腔保健月間（歯がんじゅう月間）パネル展

日時：11月9日～13日

場所：イオン名護ショッピングセンター（1階フロアー）

内容：歯科口腔保健に関するパネル展示及びリーフレットの配布

対象：一般住民

(ウ) 食品衛生講習会で歯周病予防に関する情報提供

日時：6月3日、10日、17日、24日 15:10～15:20

場所：北部保健所 健康増進室（1階）

内容：歯周病予防についての説明及びチラシ配布

対象：飲食店関係者

(4) タバコ対策事業

ア 法的根拠

平成14年8月2日「健康増進法」公布。健康増進法第25条（受動喫煙の防止）では、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定。

平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」公布。受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響の大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、敷地内禁煙・原則屋内禁煙の措置がとられることになった。

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策

a 受動喫煙防止対策に関する相談対応・現地確認等（2件）

b 各市町村の区長会において受動喫煙防止対策状況調査結果報告の実施

（各市町村区長会 10カ所）

- c 「受動喫煙防止状況調査報告書」の送付（467部）
- d 食品衛生講習会でのミニ講話
日時：令和2年6月～令和3年3月（毎週水曜日開催日）15:10～15:20
場所：北部保健所 健康増進室（1階）
対象：食品衛生講習会受講者（飲食店関係者） 合計25回 331名参加
内容：沖縄県禁煙施設認定推進制度の説明、喫煙・受動喫煙による健康影響等についてチラシ配布

(イ) 健康増進法の一部改正にともない対応を要する業務

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月から、多数の者が利用する施設で原則屋内禁煙であるが法令で定める要件を満たした喫煙可能室等の設置は可能となる。

a 既存特定飲食提供施設について

改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置として、「喫煙可能室」の設置が認められている。既存特定飲食提供施設とは、2020年4月1日時点ですでに営業している飲食店、個人経営または資本金・出資金の総額が5,000万円以下、客席面積100㎡以下の条件すべてを満たす小規模の飲食店が該当する。

b 喫煙可能室設置施設の届出（新規／変更／廃止）状況

当保健所では、令和2年3月より届出受付を開始した。既存特定飲食提供施設に該当し、喫煙可能室を設置する場合は、施設の所在地の管轄保健所へ届出が必要である。

令和2年度分届出：新規76件、変更届出1件、廃止届出0件

c 喫煙可能室届出に関する標識等の相談2件

(ウ) 普及啓発

a 世界禁煙デー・禁煙週間（5月31日～6月6日）ポスター掲示

日時：5月31日～6月8日

場所：保健所ロビー

対象：一般住民

b 禁煙週間について

管内市町村役場における受動喫煙防止対策についての調査の実施

調査目的：法施行後約1年が経過する時期に、行政庁舎における受動喫煙防止対策状況について、別添チェックリストに沿って点検いただき受動喫煙防止対策の徹底に努めていただくことを目的に調査を実施。

調査期間：6月30日～8月12日

調査方法：チェックリストを郵送し、メールまたはFAXにて提出。

調査内容：①敷地内禁煙の実施状況 ②特定屋外喫煙場所を設置している場合
③喫煙器具・設備等の設置

(5) 地域職域連携推進事業

ア 事業目的

沖縄県は、20～64歳の年齢調整死亡率が男女ともに全国より高い状況が続いている。また、職場における定期健康診断有所見率も全国1位の状況が続いており、働き盛り世代の健康悪化が課題となっている。管内においても平成27年度主要死因で生活習慣病といわれるがん、心疾患、脳血管疾患による死亡の割合は46.2%となっており、生活習慣病の発症リスクを高める喫煙や高血圧、アルコール、肥満等の健康課題がある。これらのことから働き盛り世代の健康を守ることが重要であり、地域保健及び職域保健が相互の情報交換を行い、連携した保健事業により生活習慣病対策及び生涯を通じた継続的な健康づくりを推進する。

イ 事業の内容

(ア) 北部保健所地域・職域連携推進協議会

※当該年度は開催なし

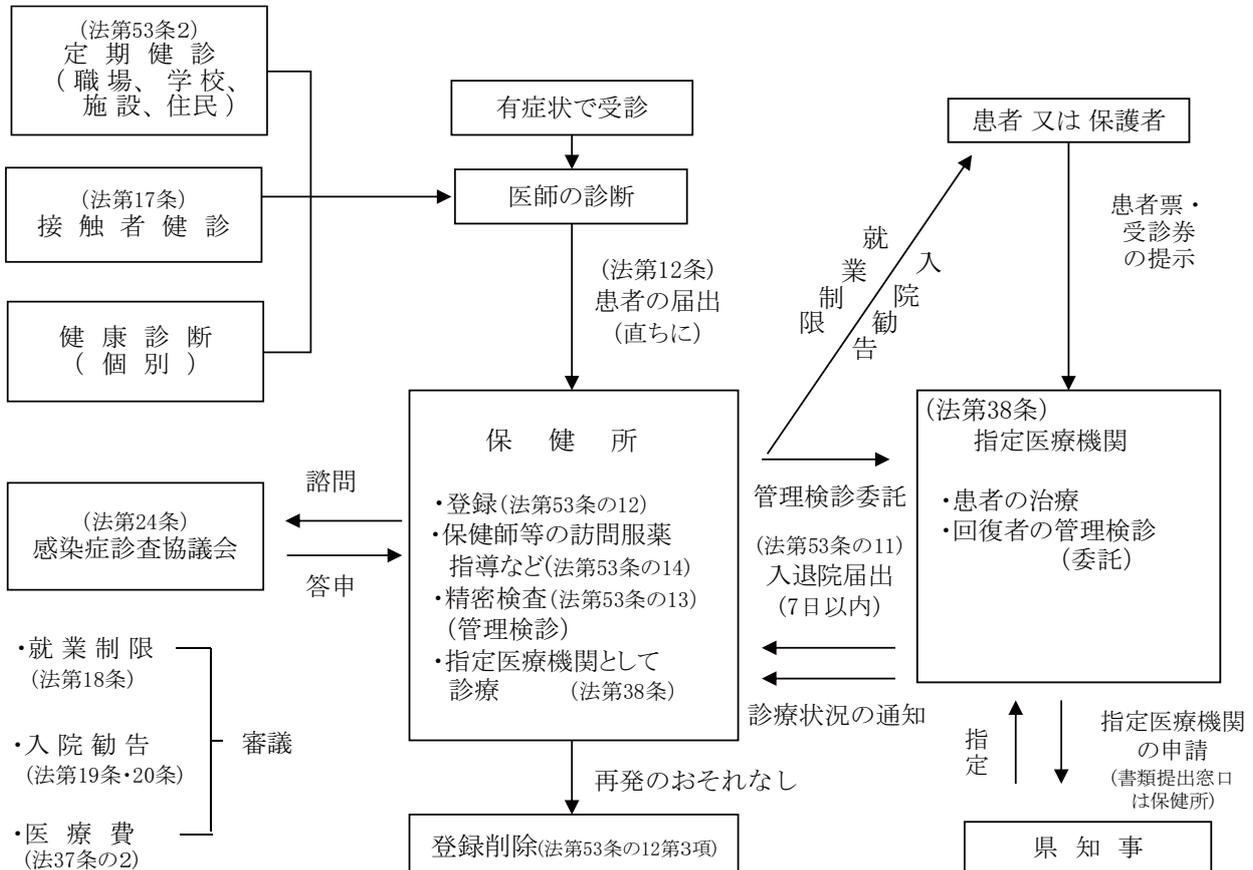
2 感染症対策

(1) 結核対策

ア 感染症法に基づく基本的対策

健康診断	定期 (第53条の2)	事業所の従事者等はその事業者が実施。学生・生徒については学校長が実施。施設（矯正施設、社会福祉施設）の収容者は施設長が実施。それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施。
	接触者 (第17条)	結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（結核患者家族、濃厚接触者等）に対し、結核予防上特に必要があると認められるとき県が実施。
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	医師等による患者の診断時、入退院時の保健所長への届出。
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握。
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防又は医療上必要と認められる者の家庭を訪問し、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行う。
	管理検診 (第53条の13)	結核登録者のうち要観察者、治療状況不明者、治療放置等を対象とした精密検査。
感 染 止	就業制限・入院勧告 (第18・19・20条)	感染のおそれのある結核患者への就業禁止、入院勧告。
医 療	一般患者に対する医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担。
	入院勧告患者の医療 (第37条)	入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担。

< 結核管理フローチャート（結核患者の発見から登録削除まで） >

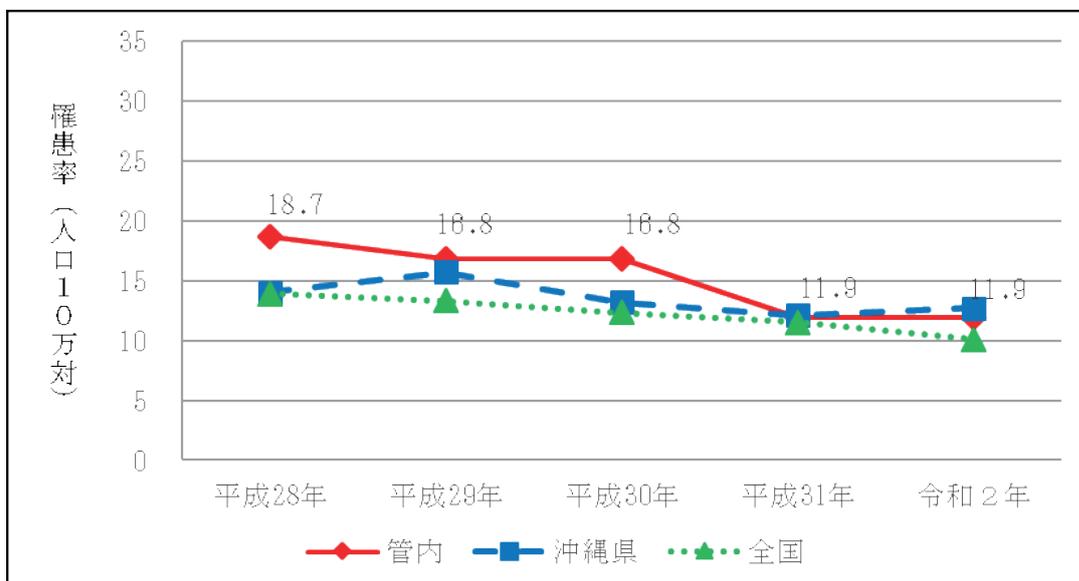


イ 管内の結核の概要

(ア) 罹患率の年次推移

管内における結核の罹患率を過去5年間で比較すると、平成28年の18.7（19人）から年々減少し、令和2年は11.9（12人）となっている。

図1 結核罹患率の推移（国、県比較）



※「罹患率」…一年間に新たに登録された結核患者数を人口10万対比で示したものの（新登録患者数／年10月1日人口×10万）

出典：結核発生動向調査

(イ) 新登録者の推移

令和2年の新登録結核患者における「肺結核」が全結核に占める割合は12人中6人（50.0%）、「肺外結核」が6人（50.0%）を占めている。

表1 活動性分類別新登録者

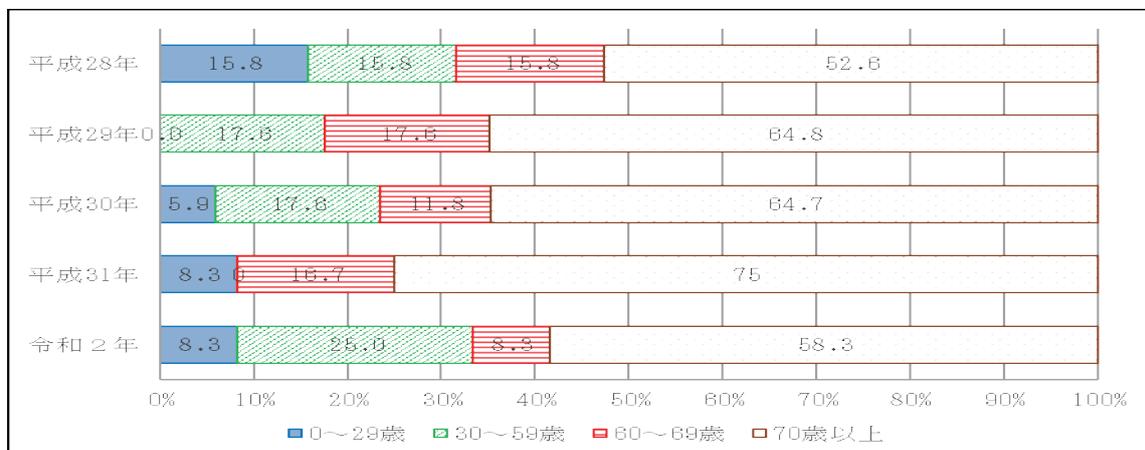
年	活動性結核						(別掲) 潜在性結核感染症
	総数	肺結核活動性				肺外結核活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性	その他の菌陽性	菌陰性その他		
平成28年	19	11	6	4	1	8	28
平成29年	17	13	6	5	2	4	9
平成30年	17	13	6	7	0	4	10
平成31年	12	9	4	5	0	3	3
令和2年	12	6	5	1	0	6	8

出典：結核発生動向調査

(ウ) 年齢階級別新登録状況

令和2年の新登録結核患者の年齢構成は、「70歳以上」が58.3%（7人）で半数以上を占めている。

図2 新登録患者の年齢構成の推移



出典：結核発生動向調査

(エ) 発見動機別新登録状況

結核患者の発見動機は、医療機関受診が5人（41.7%）、他疾患での入院中3人（25.0%）通院中2人（16.7%）と医療機関からの発見が高い割合を占めている。

表2 発見動機別新登録者数

	個別健康診断		定期検診		接触者健診		医療機関							
							受診		他疾患入院中		他疾患通院中		計	
	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)		
平成28年	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(15.8)	11	(57.9)	1	(5.3)	4	(21.1)	19	(100)
平成29年	2	(11.8)	1	(5.9)	0	(0.0)	5	(29.4)	5	(29.4)	4	(23.5)	17	(100)
平成30年	0	(0.0)	2	(11.8)	0	(0.0)	12	(70.6)	3	(17.6)	0	(0.0)	17	(100)
平成31年	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(66.7)	2	(16.7)	2	(16.7)	12	(100)
令和2年	1	(8.3)	1	(8.3)	0	(0.0)	5	(41.7)	3	(25.0)	2	(16.7)	12	(100)

出典：結核発生動向調査

(オ) 市町村別新登録患者数

表3 市町村別新登録者数（人）

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
平成28年	15	1	0	1	0	2	0	0	0	19
平成29年	8	0	2	1	0	3	3	0	0	17
平成30年	7	0	1	1	3	3	1	1	0	17
平成31年	7	0	0	0	2	2	1	0	0	12
令和2年	5	1	1	0	2	2	1	0	0	12

出典：結核発生動向調査

ウ ハイリスク者対策

(ア) 結核健康診断（接触者健康診断）

結核健康診断は、感染性の結核患者と接触があり、結核感染の可能性が高い家族・接触者等に対して保健所が実施。

表4 結核健康診断（接触者健康診断）実施状況（令和2年1月1日～令和2年12月31日）

	対象者数	受診者数		受診率	健診結果	
		実数	延数		結核登録	潜在性結核感染症
家族、その他	23	23	27	100%	0	1
集団	一般病院・精神病院	0	0	-	0	0
	老人・福祉施設等	0	0	-	0	0
	職場・学校等	0	0	-	0	0
合計	23	23	27	100%	0	1

※「家族、その他」…結核患者の家族、同居者、友人等の個人単位の対象者

「集団」…施設長宛に依頼文を出して健診を実施している対象者（施設職員等）

出典：結核発生動向調査

エ 啓発活動

結核に関する正しい知識の普及啓発を図り、地域全体の感染予防対策を推進・強化することを目的に研修会及びパネル展示等を実施。

(ア) 研修会

表5 研修会実施状況

開催日	内容	場所	参加
令和2年12月10日	①沖縄県における結核の現状 ②保健所の主な結核対策	県立北部病院	医師、ICN看護師等

(イ) 結核予防週間（9月24日～30日）

表6 結核予防週間実施状況

実施期間	内容
令和2年9月24日～30日	・パネル展示（場所：保健所内） ・管内医療機関へポスター掲示依頼 ※新型コロナ蔓延のため例年より縮小して実施

(2) 感染症対策

ア 感染症予防

平成11年4月に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、管内の市町村や医療機関と連携し、発生予防、蔓延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備等を行っている。

平成25年4月には、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。

令和元年12月中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生として報告された新型コロナウイルス（SARS-CoV2）は、国内では令和2年1月16日に初めて患者が報告され、2月1日に指定感染症に指定された。また、今後の患者の増加に備えて、水際対策から感染拡大防止に重点を置いた政府の基本指針が2月25日示された。県内では2月14日に1例目が報告され、北部保健所管内では4月12日に初めての発生届があった。感染症対策は5月～7月上旬を除きまん延状況が続いた。研修会や定例の検査等を中止し新型コロナウイルス感染症対応を全庁体制で対応した。

令和2年3月26日、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことから「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を読み替えて適応し、政府対策本部が設置され、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持するため緊急事態措置等の対策が取られた。令和3年2月13日には新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設を含む改正法が施行され、それに合わせ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更された。

(ア) 概要

感染症法の対象疾患が発生した場合、診断を行った医師は、1類～4類感染症の場合直ちに、5類の全数把握疾患は7日以内に保健所への届出義務がある。北部保健所管内における全数把握の感染症の主な発生状況については、表8のとおりである。

表8 感染症発生状況年度推移（全数把握分平成23年～令和2年度）単位：届出件数

疾患名		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	計
3類	腸管出血性大腸菌感染症	3		2			1	7	1		2	16
	レプトスピラ症	3			3		9		4	1		20
4類	レジオネラ症	1		4			1	4	4	2	2	18
	日本紅斑熱	1	1					1				3
5類	梅毒		1					1				2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症						1	1	2			4
	麻しん								23			23
	破傷風			2		1		2		1		6
	後天性免疫不全症候群		1						1	1		3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症				3		5	9	1			18
	侵襲性肺炎球菌感染症							3	4	8	3	18
	急性脳炎					1		1		1		3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症										2	2

※上記疾患名については、全数把握の感染症のうち近年報告のあった疾患のみを抜き出している。

新型コロナウイルス感染症は令和2年度691件の発生届があり、入院410件、ホテル療養・自宅療養が281件であった。

イ 感染症発生動向調査

感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するオンラインシステムにより、感染症の流行状況を把握し、予防対策の確立を図っている。

管内では、小児科3定点、インフルエンザ5定点、眼科1定点、基幹1定点、性病1定点から、情報を収集して報告している。これらの定点医療機関に加え2カ所の管内協力医療機関からの報告を集計、解析した情報を各定点・協力医療機関、管内市町村等へ還元している（表9）。

(ア) 発生状況

- ・令和2年度の発生状況を図4（インフルエンザ）及び図5（その他の疾患）に示す。
- ・新型コロナウイルス感染症のため、対前年比で各発生報告が減少。

図4 インフルエンザの発生状況

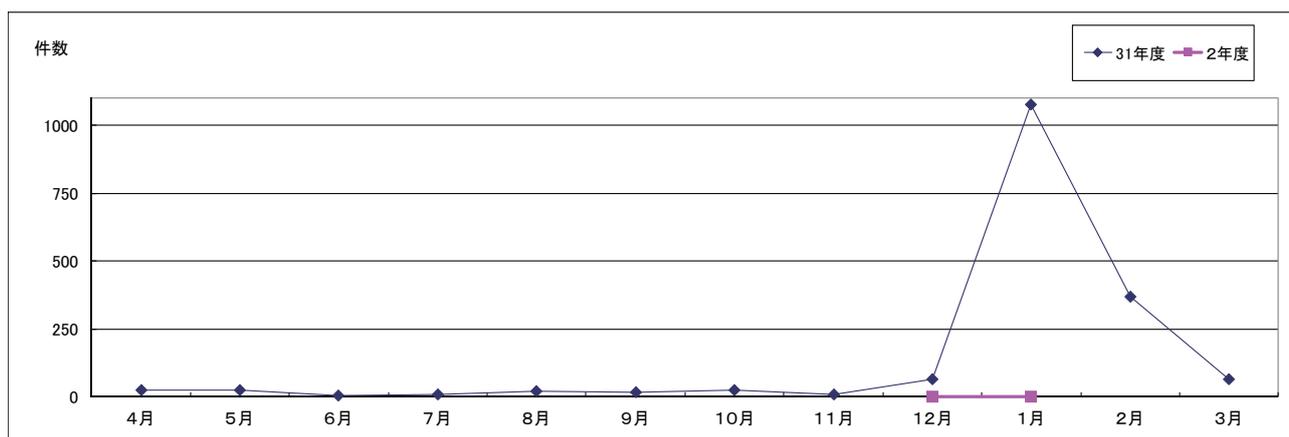


図5 主な疾患の発生状況

令和2年度

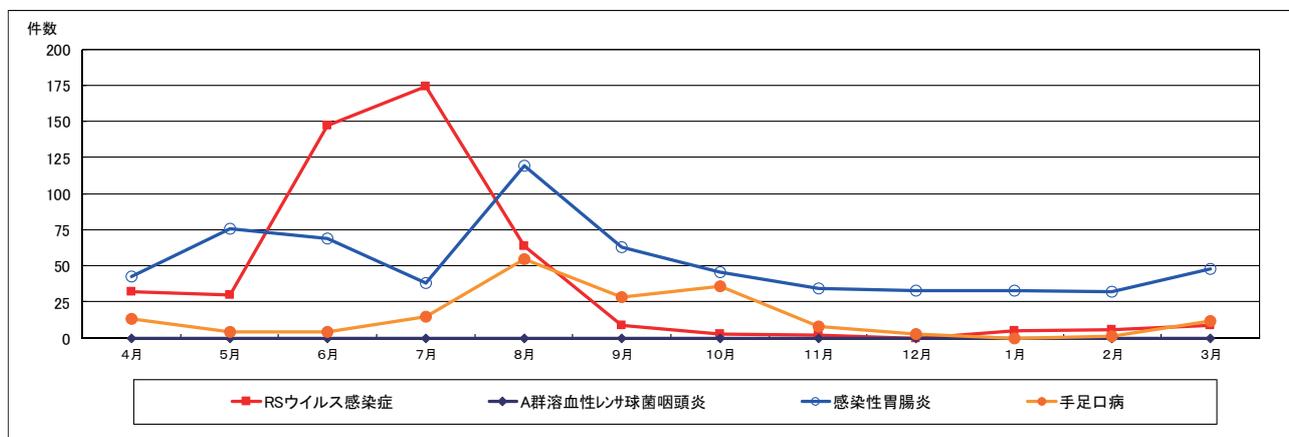


表 9 令和 2 年度感染症発生動向調査月別報告状況(定点+協力医療機関) 単位:件数

疾患別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
RSウイルス感染症						6	70	118	131	29	24	4	382
インフルエンザ									2				2
咽頭結膜熱	2	3	20	22	31	13	7	4	7	5	1	1	116
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	16	13	8	14	12	10	1	9	3	5	2	0	93
感染性胃腸炎	9	4	33	18	14	4	11	24	24	45	43	14	243
水痘	7	7		4	3		14	3	1	4	2	5	50
手足口病		1	1	1	2	2	16	51	25	9	6		114
伝染性紅斑								1			5	1	7
突発性発疹			1	3	3	1	2	2			1	3	16
ヘルパンギーナ	2			12	5	3	16	15	1				54
流行性耳下腺炎		3	1	2									6
流行性角結膜炎		1	1								5	3	10
急性出血性結膜炎													0
クラミジア肺炎													0
細菌性髄膜炎													0
無菌性髄膜炎													0
マイコプラズマ肺炎													0
感染性胃腸炎(ロタウイルス)													0
性器クラミジア感染症			1	2	1	1	3	1		2		3	14
性器ヘルペスウイルス感染症													0
尖形コンジローマ													0
淋菌感染症				1			2			1	2		6
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症													0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	5		5	9	6	5	5	4	5	6	2	3	55
薬剤耐性緑膿菌感染症													0

ウ エイズ対策

(ア) 法的根拠

平成元年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、沖縄県は「沖縄県HIV及び性感染症検査・相談事業実施要領」に基づきHIVについての知識の啓発、検査体制の確保・充実に取り組んでいる。また、平成11年には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」へ統合された。

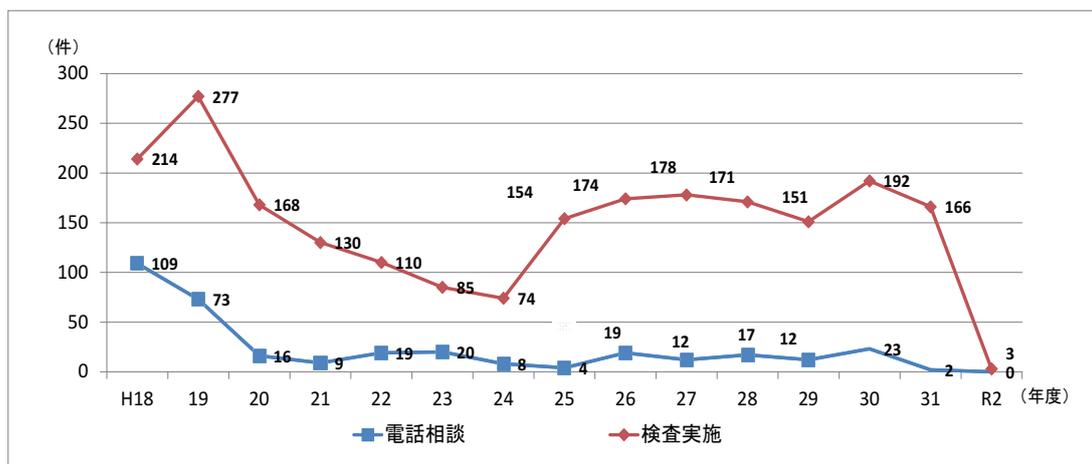
(イ) 事業内容

a 保健所におけるHIV検査・相談の実施

昭和62年から保健所においてHIV検査・相談事業を無料、匿名で実施。

平成17年度から即日検査(1回/週)を開始、一般健康診断業務を廃止した平成20年度から即日検査日を拡充(2回/週)していた。また、HIV検査普及週間、世界エイズデーには臨時の検査及び相談の機会を設けていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が蔓延し、7月2回のみの実施とした。

図6 エイズ電話相談・HIV検査件数の推移



HIV検査件数は、平成19年度までは一般健康診断受診者の利用もあり200件を超えた。以後は相談・受検件数が年々減少していたが、平成25年度以降は増加傾向にある。令和2年2月14日に本県においても新型コロナウイルス感染症確定例があり、その後はまん延防止及び感染防止対策の強化を図るため他業務は縮小・削減し、感染症対策は新型コロナウイルス感染症を重点的に実施した。

b HIV啓発普及事業

新型コロナウイルス感染症対策強化のため実施なし。

エ 性感染症対策

性感染症に関する相談を来所又は電話にて随時受け付けている。受検者はHIV検査との同時受検を希望される事が多い。また、性感染症予防、正しい知識の普及啓発活動をHIV対策の啓発普及事業と併せて行っている。

表10 性感染症検査件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
クラミジア	113	98	155	134	2
梅毒	155	147	190	146	3

オ ウイルス性肝炎対策

(ア) 肝炎治療促進事業（肝炎治療費助成事業）

本事業は、肝炎患者の経済的負担を軽減し治療の促進を図ることにより肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的としている。

沖縄県では平成20年度からインターフェロン治療について、医療費の一部公費負担を始め、平成22年度よりB型肝炎における核酸アナログ製剤治療、平成23年度からはB型肝炎のペグインターフェロン単独療法、C型肝炎の代償性肝硬変に対する2剤併用療法、C型肝炎に対する3剤併用療法が医療費助成対象となっている。平成26年度からはインターフェロンフリー治療についても追加された。

表11 肝炎治療受給者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
B型肝炎	56	59	57	54	58
C型肝炎	13	7	8	7	2

(イ) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

本事業は、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的としている(平成27年6月1日より施行)。令和2年度末のフォローアップ対象者は3件である。

(ウ) 肝炎相談・検査事業

肝炎の早期診断を目的とした肝炎ウイルス検査・相談を実施している。

表12 肝炎検査実施件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
B型肝炎	138	100	129	108	4
C型肝炎	41	27	44	29	3

カ 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。

保健所は、「予防接種法」に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

3 その他の疾病対策

(1) 骨髄提供希望者登録推進事業(骨髄バンクドナー登録)

ア 根拠

- (ア) 平成6年9月29日付健医発第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」
- (イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」(平成7年7月1日施行)

イ 目的

骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、保健所で登録受付業務を行い、骨髄提供者の確保を図ることを目的とする。

ウ 登録受付業務内容

- ・骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明を行う。
- ・本人の了解を得て、採血を行う。毎月第2・4火曜日午前中(予約制)に実施。
- ・採血した血液を沖縄県赤十字血液センターへ搬送する。

エ 主な登録の要件

- (ア) 骨髄提供の内容を十分に理解している方
- (イ) 骨髄提供希望者(ドナー)登録できる年齢:18歳以上54歳以下
骨髄を提供できる年齢:20歳以上55歳以下
- (ウ) 体重は男性45kg・女性40kg以上
ただし、血圧や病気の既往歴などによっては登録できないこともある。

オ 登録受付状況

表1 年度別登録件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
登録件数	0	1	1	1	0

移動献血車でも骨髄ドナー登録が可能なこともあるため、保健所における登録件数は少ない状況である。

(2) 熱中症

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることにより、体温調節機能がうまく働かなくなった結果、体内に熱がこもってしまう状態をいう。

沖縄県では、県内23の定点医療機関の協力を得て、6月から9月までに発生した熱中症について今後の予防対策に役立てるため、発生状況を取りまとめ公表している。

なお、令和2年度は新型コロナ対応等により発生状況を収集していない。